別紙様式第１号

○貸 借 対 照 表

年　月　日

（金額単位：円）

資産				負債・純資産			
科目	金額	内訳		科目	金額	内訳	
		保証業務	促進業務			保証業務	促進業務
（資産の部）				（負債の部）			
Ⅰ　流動資産	×　×　×	×　×　×	×　×　×	Ⅰ　流動負債	×　×　×	×　×　×	×　×　×
１．現金及び預金	×　×	×　×	×　×	１．短期借入金	×　×	×　×	×　×
２．有価証券	×　×	×　×	×　×	２．１年以内返済予定長期借入金	×　×	×　×	×　×
３．未収保険金	×　×	×　×	×　×	３．受入預託金	×　×		×　×
４．前払費用	×　×	×　×	×　×	４．前受収益	×　×	×　×	
５．未収収益	×　×	×　×	×　×	５．未払費用	×　×	×　×	×　×
６．短期貸付金	×　×		×　×	６．賞与引当金	×　×	×　×	×　×
７．その他流動資産	×　×	×　×	×　×	７．その他流動負債	×　×	×　×	×　×
貸倒引当金	△　×　×	△　×　×	△　×　×	Ⅱ　固定負債	×　×　×	×　×　×	×　×　×
Ⅱ　固定資産	×　×　×	×　×　×	×　×　×	１．長期借入金	×　×	×　×	×　×
１．有形固定資産	×　×　×	×　×　×	×　×　×	２．納付準備金	×　×	×　×	
建物及び構築物	×　×	×　×	×　×	３．引当金	×　×	×　×	×　×
減価償却累計額	△　×　×	△　×　×	△　×　×	債務保証損失引当金	×　×	×　×	
計	（×　×）	（×　×）	（×　×）	当退職給付引当金	×　×	×　×	×　×
車両運搬具	×　×	×　×	×　×	４．特別準備金	×　×	×　×	
減価償却累計額	△　×　×	△　×　×	△　×　×	５．その他固定負債	×　×	×　×	
計	（×　×）	（×　×）	（×　×）	Ⅲ　特別法上の準備金	×　×　×	×　×　×	
工具器具備品	×　×	×　×	×　×	保証責任準備金	×　×	×　×	
減価償却累計額	△　×　×	△　×　×	△　×　×	Ⅳ　保証債務	×　×　×	×　×　×	
計	（×　×）	（×　×）	（×　×）	負債合計	((　))	((　))	((　))
土地	×　×	×　×	×　×				
建設仮勘定	×　×	×　×					
２．無形固定資産	×　×　×	×　×　×	×　×　×	（純資産の部）			
ソフトウェア	×　×	×　×	×　×	１．出資金	×　×	×　×	
電話加入権	×　×	×　×	×　×	２．交付金	×　×	×　×	
その他無形固定資産	×　×	×　×	×　×	３．繰入金	×　×	×　×	
３．投資その他の資産	×　×　×	×　×　×	×　×　×	４．準備金	×　×	×　×	
長期預金	×　×	×　×	×　×	繰越欠損金	×　×	×　×	
投資有価証券	×　×	×　×	×　×	５．繰越利益金（又は繰越欠損金）	×　×		×　×
外部出資金	×　×	×　×	×　×				
差入保証金	×　×	×　×	×　×	６．当期利益金（又は当期損失金）	×　×	×　×	×　×
長期前払費用	×　×	×　×	×　×				
長期貸付金	×　×		×　×	７．その他有価証券評価差額金	×　×	×　×	×　×
求償権	×　×	×　×		純資産合計	((　))	((　))	((　))
求償権償却引当金	△　×　×	△　×　×					
計	（×　×）	（×　×）					
その他の資産	×　×	×　×	×　×				
貸倒引当金	△　×　×	△　×　×	△　×　×				
Ⅲ　保証債務見返	×　×　×	×　×　×					
資　産　合　計				負債及び純資産合計			

（記載上の注意）

1　重要性の乏しいものを除き、次の事項を注記すること。ただし、他の適当な箇所に記載することを妨げない。なお、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 漁業信用基金協会が将来にわたって業務を継続するとの前提（以下「継続基金協会の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続基金協会の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案及び附属する書類に反映しているか否かの別

(2) 記載金額の端数処理

(3) 固定資産の償却年数、残存価格の変更

(4) リースにより使用する固定資産。だたし、資産計上するものを除く。

(5) 所有権が留保された固定資産

(6) 役員に対する金銭債権・債務

(7) 担保に供されている資産

(8) その他採用した重要な会計方針

(9) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(10) 以上のほか、財産の状況を正確に判断するために必要な事項

2 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3 該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもので、金額的に重要な資産及び負債については、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって、記載すること。